

新たな差別うむ 賃金・一時金制度は見直しを

日本・ドイツ・フランスをくらべると

	ドイツ	フランス	日本
残業規制	1日2H, 年60日	年間130H	上限なし
有給休暇	5~6週間	5~6週間	20日
失業保険	32ヶ月	42ヶ月	12ヶ月
パート賃金	正規の82%	73%	50%
年間労働時間	1525H	1554H	1948H

しんぶん赤旗 (2004/6/19)より

格差拡大で総人件費カット

初任給は据え置き、若者は低賃金のまま

「連続してボーナスの個人加算ゼロは許せない」(女性)
 「はじめに働いているのに昇給ゼロは納得できない」(五十代男性)
 「成果管理コースでサービス残業させるのはやめてほしい。業務加算制度の評価が相対評価というのはおかしい。公正にしてほしい」(三十代男性)
 業績連動一時金、成果主義賃金が導入されたあと、毎年のように賃上げ額が下がり、一時金も十年昔の水準に逆戻りです。初任給は据え置きで「結婚しても残業しないと生活できない」低い賃金のままです。「分社した会社ごとに労働条件に格差をつけないでほしい」「製造部門の人は低い賃上げなんておかしい」など、新たな差別を生み出している賃金制度を改めましょう。

ヨーロッパ並みに

不当な差別を許さない働くルールを

自民・公明の連立政府と民主党は「規制緩和」を競い合い、働くルールまで財界方針にあわせて切り崩し、不安定雇用と権利侵害を生み出しています。いまこそ、家族団らんを奪っている「ルールなき資本主義」といわれている現状を変え、当たり前前の働くルールを職場に生かしましょう。

年金法案やり直せの声を 参院選挙に

